企画競争実施の公示

平成30年2月15日

支出負担行為担当官 九州地方整備局長 増田 博行

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 調達概要

- (1)調達件名:平成30年度 電子納品情報提供等業務
- (2) 調達内容 本業務は、国土交通省の土木工事及び業務における電子納品の円滑な実施 を図るため、インターネット上に「電子納品に関する要領・基準ホームペー ジ」を運用し、電子納品に関する問い合わせの対応及び情報提供を行うもの である
- (3)履行期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

2. 企画競争参加資格要件

次に掲げる条件を満たしている者であること。

- (1)予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 企画提案書の提出時において、平成28・29・30年度の一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のうち「情報処理」において九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
 - 一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一資格)の申請の時期及び場所については、 「競争参加者の資格に関する公示」(平成29年3月31日付官報)に記載されている 時期及び場所で申請を受け付ける。
- (3)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者(競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。)であること。
- (4) 企画提案書等の提出期限の日から契約締結日までの期間に、九州地方整備局長から指 名停止を受けていないこと。
- (5) 企画提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ア)子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イ)において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イ)において同じ。)の関係にある場合

イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、ア)については、会社等(会社 法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等 をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第 4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更正会社(会社更生法(平成14年 法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- ア) 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあっては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更 生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (6) 平成19年度以降公示日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない。) において、以下に示す「同種又は類似業務」について実績を有すること。
 - ○同種業務:国、地方公共団体、公益法人等の電子納品に関するホームページ運営業務 ○類似業務:国、地方公共団体、公益法人等のホームページ運営または作成業務 なお、公益法人等の等とは、入札説明書 別紙のとおりとする。
- (7) 配置予定管理技術者は、以下に示すいずれかの資格を有する者であること。
 - ・技術士 総合技術監理部門 (建設部門関連科目又は情報工学部門関連項目)
 - ・技術士 建設部門又は情報工学部門
 - · 土木学会認定技術者(特別上級、上級)
 - R C C M
 - · 土木学会認定技術者(1級)
 - ・システムアーキテクト (旧アプリケーションエンジニア)
 - ・応用情報技術者(旧ソフトウェア開発技術者、旧第一種情報処理技術者)
 - ・CALS/ECエキスパート(RCE)
- (8) 配置予定管理技術者は、平成19年以降公示日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない。)において、以下に示す「同種又は類似業務」について実績を有すること。
 - ○同種業務:国、地方公共団体、公益法人等の電子納品に関するホームページ運営業務 ○類似業務:国、地方公共団体、公益法人等のホームページ運営または作成業務 なお、公益法人等の等とは、入札説明書 別紙のとおりとする。
- (9) 配置予定管理技術者は、平成30年4月2日現在の手持ち業務量(本業務を含まず、 特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。)が4億円 未満かつ10件未満であること。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の 国土交通省以外の発注者(国内外を問わず。)のものを含んだ全ての業務。

(10) 九州地方整備局管内に本店・支店または営業所等が存在すること。

- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者または、準ずるものとして国土 交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 企画競争実施にかかる説明書の交付を直接受けた者であること。

3. 手続等

- (1) 担当部局
 - ①契約関係

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号

国土交通省九州地方整備局 総務部 契約課 購買係

電話092-471-6331 (内線2539) FAX092-476-3459

②技術関係

〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号

国土交通省九州地方整備局 企画部 技術管理課 技術調整班

電話 0 9 2 - 4 7 1 - 6 3 3 1 (内線 3 1 7 2) FAX 0 9 2 - 4 7 6 - 3 4 6 5

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成30年2月15日から平成30年2月26日までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から18時00分まで。場所は(1)②に同じ。

説明書の交付を希望する場合は、予め(1)②まで事前連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限:平成30年2月26日 18時00分

提出場所:(1)①に同じ。

提出方法:持参又は郵送(書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。)によること。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリング 無

但し、企画提案書の内容について担当部局より質問する場合がある。

(5) 企画提案書の特定については、学識経験者で構成される第三者委員会が提案書の審議を行い、その結果を聴取したうえで、提案書の特定を行う。

4. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3 (1) ①に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、 開示対象となる場合がある。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものである

が、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

- (8) 本見積もりに係る決定及び契約締結の条件は、平成30年度の予算が成立し、予算示達がなされた場合とする。詳細は企画競争実施にかかる説明書による。
- (9) その他の詳細は企画競争実施にかかる説明書による。